

一般財団法人 社会変革推進財団 ジャパン・ベンチャー・フィランソロピー基金規程
(2024年4月26日改定)

(基金の設置)

第1条 一般財団法人社会変革推進財団(以下「本法人」という。)は、公益財団法人日本財団(以下「日本財団」という。)から交付された支援金¹及び助成金²を「ジャパン・ベンチャー・フィランソロピー基金」(以下「基金」という。)として設置する。

2 基金は以下の目的のために活用するものとし、基金の用途を変更する場合は事前に日本財団の承認を得るものとする。

(1)社会的事業を育成・支援すべく、中長期の資金提供とビジネス・スキルを活用した経営支援を行い、当該事業の持続的な成長を通じて日本の社会的課題の解決をはかる。

(2)当基金の活動を通じて、日本におけるベンチャー・フィランソロピーの普及・確立に貢献する。

(運用)

第2条 資金は、他の資産と明確に区分し、安全・確実な方法で運用する。

2 本基金は本法人が設置し、本基金による事業の管理、運用、審査、支援、モニタリング、完了報告等を行う。

3 本基金の運用に当たり、本法人は一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ(以下、SIP)に対し、支援先候補の選定・支援・モニタリング・評価等、必要な業務を委託することができる。

(基金の取り崩し)

第3条 基金を取り崩して事業に充てる場合は、事前に事業計画を作成し、拠出者である日本財団の承認を得るものとする。

2 事業計画に基づき実施中、もしくは完了した事業については毎年度終了後15日以内に運用状況を日本財団に報告するものとする。

(基金利息の用途)

第4条 この基金より生ずる利息、運用益、売却益等については当該基金へ繰入れることとする。

(支援先の選定及び決定)

第5条 支援先選定に際し、本法人とSIPはワーキンググループを設置し、選定基準の策定、案件発掘、審査などを共同で行うものとする。

2 支援先選定については、本法人の投資選定委員会で第三者意見も取り入れた審査を行う。尚、基金の支援先選定の際は、SIPが3名を上限として推薦する投資選定委員が意思決定に参画できるものとする。

3 支援先の決定については、本法人の理事会での議決を以て行われるものとする。

4 2項における投資選定委員会は日本財団が定める日本ベンチャー・フィランソロピー基金規約4の(2)の選定委員会とみなすものとする。

(支援の対象)

第6条 基金は社会課題の解決を目的とする「社会性」、複雑化する課題に対する解決策の「革新性」、事業としての持続可能性を担保する「事業性」を達成する潜在力のある社会的事業を対象に支援するものとする。

(支援の手法)

第7条 支援の手法については、次の通りとする。

- (1) 資金の拠出:助成・融資・投資など、本法人が効果的と判断する方法を用いて資金を拠出する。なお、基金により生ずる利息、融資・投資により利益が発生する場合は基金に戻し入れた上で基金の目的の達成の為に再活用する。
- (2) 経営支援:SIP は支援先の経営課題に応じ、戦略策定、財務戦略、マーケティング、PR、人事、内部管理体制の構築、パフォーマンス評価等の支援を実施することができる。

(資金使途)

第8条 基金の資金は、助成金の交付・融資・投資等を通じて直接支援先へ拠出される他、支援先への経営支援を行う為に必要な費用(以下、運営費)に充てられる。

2 基金の資金のうち、運営費として使用する割合の限度については、日本財団と個別の寄付者との同意に従うものとする。

(本規程の変更)

第9条 本法人が、本規程の変更を行う場合は SIP と協議の上で、事前に日本財団に承認を得るものとする。

(基金の廃止)

第10条 本法人は、SIP との協議を経て、基金が所期の目的を達成した、または目的を達成することが困難と判断した場合は、日本財団の事前の承認を以て基金を廃止できる。残金が生じた場合は日本財団と協議の上対応するものとする。

¹ 支援金とは、日本財団から寄付金を原資として交付された資金。(契約日 2022年5月2日、事業ID 2022S00277、支援事業名「日本でのベンチャー・フィランソピー活動の基盤構築」)

² 助成金とは 2023年3月31日に日本財団より社会変革推進事業基金へ組み入れられた500,000,000円(契約日 2023年3月31日、事業ID 2022031604、支援事業名「社会課題解決の担い手拡充に向けた基盤構築」)のうち、138,894,935円(2024年4月26日時点)を対象とする。なお、本資金については専用口座(三井住友銀行 東京公務部 普通 0178452 一般財団法人 社会変革推進財団)にて、個別に管理する。

附則(2022年5月13日)

本規程は、2022年5月13日から施行する。

附則(2024年4月26日)

本規程は、2024年4月26日から施行する。